

仕様書

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
残飯収集運搬	
防衛大臣承認	令和 年 月 日
作成	令和7年3月26日
変更	令和 年 月 日
作成部隊等名	九州補給処総務部

1 総則

- 1.1 適用範囲  
この仕様書は、陸上自衛隊の佐賀駐屯地（仮称）（以下「官側」という）残飯収集運搬の部外委託について規定する。

- 1.2 用語の定義  
この仕様書で使用する用語の定義は、GLT-CG-Z000001ABによる。
- 1.3 履行期間  
令和7年7月1日～令和8年3月31日

2 役務に関する要求

- 2.1 残飯収集作業  
a) 契約の相手方は、残飯庫に残飯収集用のフラム缶を必要数事前に準備する。  
b) 残飯は、契約の相手方が準備したフラム缶に官側が収集する。

- 2.2 残飯搬出運搬及び残飯庫内清掃  
a) 残飯は、契約の相手方が準備したフラム缶により契約の相手方が搬出する。  
b) 残飯の搬出は、毎週月曜日、水曜日、金曜日を基準とし0815～1700の間とする。  
c) 搬出運搬に必要な車両、器具等は契約の相手方が負担する。  
d) 残飯庫の清掃は、残飯搬出後に契約の相手方が残飯庫内を清掃する。清掃に必要な用具等は契約の相手方が準備し、清掃に必要な水は官側が負担する。  
e) 残飯搬出の際、契約の相手方は次回収集用のフラム缶を準備する。  
f) 残飯量は、1回約120kg（1ヶ月約1500kg～2000kg）を基準とする。

3 その他

- 3.1 時間外の収集及び搬出が基準とする曜日にできない場合は、事前に官側と調整するものとする。  
3.2 本仕様書に関する疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。  
3.3 本仕様書の適用開始時期は令和7年7月1日とする。